

春の

実施中



# 全国火災予防運動


3月1日～3月7日



## 火災からわが家を守る 住宅用火災警報器 設置していますか？

あなたの住宅にも、火災警報器の設置が義務付けられています!!



「まさか!」の火事   
火災警報器で助かる命があります!!

必ず設置する場所は

**寝室**

寝室につながる**階段**

です。

今の個数で  
大丈夫？



※台所とすべての居室には取り付けをおすすめしています。

今すぐ、全ての場所の確認をお願いいたします!!

那賀消防組合



# 平成29年春季火災予防運動実施要綱

那賀消防組合消防本部

## 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

## 2 統一標語

全 国 「消しましょう その火その時 その場所で」  
山火事予防  
全 国 「火の用心 森から聞こえる ありがとう」

## 3 実施期間

平成29年3月1日（水）から3月7日（火）までの7日間

## 4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 林野火災予防対策の推進

## 5 実施項目

- (1) 住宅防火対策の推進
  - ア 独居老人宅及び高齢者家庭の住宅防火診断  
(関西電力株式会社及び和歌山LPガス保安センターの協力により実施)
  - イ 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
  - ウ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
  - エ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
  - オ 防災品の周知及び普及促進
  - カ 消防団、婦人防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
  - キ 地域の実情に即した広報の推進
  - ク 高齢者等の要配慮者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
  - ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防対策や警戒の徹底
  - イ 火災予防広報の実施
  - ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
  - エ 火気取扱いにおける注意の徹底
  - オ 工事等における火気管理の徹底
  
- (3) 放火火災防止対策の推進
  - ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
  - イ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
  - ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の推進
  
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
  - ア 防火管理体制の充実
  - イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
  - ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
  - エ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
  - オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
  - カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
  - キ 表示制度及び公表制度の取組の推進
  - ク 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
  - ケ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
  
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
  - 製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底  
(那賀消防組合ホームページより情報提供)
  
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
  - ア 催しを主催する者に対する指導
  - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
  - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
  - エ 照明器具の取扱いに係る指導
  
- (7) 林野火災予防対策の推進
  - ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
  - イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
  - ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
  - エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化
  - オ 山火事予防の立て看板の設置
  
- (8) 地域における自主防災組織の整備充実及び推進
  - ア 幼少年消防クラブの育成

- イ 婦人防火クラブの育成
- ウ 自主防災組織の育成（自主防災会長へ文書依頼）

(9) 車両火災に対する防火安全対策の徹底  
路線バス及び乗車定員11人以上の車両等の防火診断

(10) 広報による防火啓発

- ア 報道機関に本運動に関する広報を依頼
- イ 各市広報誌へ掲載、岩出市へ防災無線放送による広報依頼
- ウ JA紀の里へ広報依頼
- エ 立看板及びポスターの掲示
- オ 関係団体及び各事業所への協力依頼
- カ 広報車による広報
- キ ホームページ（n a g a 1 1 9）による広報
- ク 電光掲示板による広報
- ケ 住民の防火意識の高揚を図る火災予防運動のチラシ作成
- コ 路線バスに春季火災予防運動のチラシの掲示を依頼

## 6 その他（実施要領等）

次の要領により積極的に火災予防運動推進を推進する。

- (1) 関係団体に協力を依頼し、積極的に本運動の推進を図るとともに消防本部独自で制作した火災予防ポスターを各事業所に配布、また街頭広報（ポケットティッシュ、防火チラシ配布）を実施し火災予防を呼びかける。
- (2) 住宅防火診断、事業所査察、各種消防訓練、催し物等の行事を実施するとともに、本運動の高揚が図られるように指導徹底する。
- (3) 車両防火及び林野火災予防については実施項目に準じて、各所属で実施細目を検討し火災予防に努める。
  - （各署署庭において車両バスの防火診断）
  - （林野火災予防立看板の設置 15ヶ所）
- (4) 放火火災予防対策として「放火防止チラシ」を作成し関係機関及び地域に配布し、放火火災防止を推進する。
- (5) その他
  - 1日消防長の実施（平成29年3月4日（土）10時30分から）